

○大槌町生ごみ処理容器等購入設置補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 23 日

告示第 14 号

(目的)

第 1 条 [この要綱](#)は、一般家庭から排出される生ごみを減量化及びたい肥化するための生ごみ処理容器等を購入し、設置したのに対し予算の範囲内において、大槌町生ごみ処理容器等購入設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、生ごみの減量化及び再資源化の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 [この要綱](#)において「生ごみ処理容器等」とは、[次の各号](#)に掲げるものをいう。

- (1) 生ごみ処理容器 微生物を利用し生ごみを発酵分解させその容量を減少し、たい肥化させる容器をいう。
- (2) 生ごみ処理機 微生物の活動又は乾燥装置により生ごみを消滅させ、又は減量化及びたい肥化させる機器をいう。

(交付要件)

第 3 条 補助金の交付を受けられる者は、[次の各号](#)に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 町税等を完納していること。
- (3) 生ごみ処理容器等は、平成 18 年 4 月 1 日以降に購入し、設置したものであること。
- (4) 生ごみ処理容器等を常に良好な状態で維持管理できること。
- (5) たい肥化及び減量化された生ごみを自ら処理することができること。

(補助金額)

第 4 条 補助金の額は、[次の各号](#)に掲げる額(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

- (1) 生ごみ処理容器 生ごみ処理容器の購入価格(消費税相当分は除く。)の 2 分の 1 に相当する額とし、1 基につき 3,000 円を限度とする。
- (2) 生ごみ処理機 生ごみ処理機の購入価格(消費税相当分は除く。)の 2 分の 1 に相当する額とし、1 基につき 30,000 円を限度とする。

(補助対象数)

第 5 条 補助対象となる生ごみ処理容器等の数は、[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定める数とする。

- (1) 生ごみ処理容器等 1 世帯につき 2 基までとする。
 - (2) 生ごみ処理機 1 世帯につき 1 基までとする。
- 2 補助を受けて購入した生ごみ処理容器等が 5 年を経過し、かつ、故障等により使用不能となった場合は、この限りではない。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、大槌町生ごみ処理容器等購入設置補助金交付申請書([様式第 1 号](#))に必要な書類([別表](#))を添えて、町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 町長は、[前条](#)の規定に基づく申請があったときは、速やかにその内容を審査して適当と認めるときは、補助金の額を決定し補助金交付決定通知書([様式第 2 号](#))により、当該申請者に通知するものとする。

2 [前項](#)の申請内容が補助金の要件を満たしていないと判断された際は、補助金不交付決定通知書([様式第 6 号](#))により当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 [前条](#)により交付決定の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書([様式第3号](#))を町長に提出しなければならない。

2 町長は、[前条](#)の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(補助金の返還)

第9条 町長は、不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(委任)

第10条 [この要綱](#)に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、[大槌町補助金交付規則\(昭和38年4月20日規則第12号\)](#)の定めるところによる。

2 規則の規定により提出書類の[様式](#)、提出部数及び提出期日は、[別表](#)のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 [この要綱](#)は、平成18年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 [大槌町電動生ごみ処理機購入費補助金交付要綱\(平成14年大槌町告示第12—2号\)](#)は、廃止する。

別表(第10条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式 番号	提出部数	提出期日
規則第4条	1 大槌町生ごみ処理容器等購入設置補助金交付申請書	第1号	1部	別に指示する 月日
	2 生ごみ処理容器等購入計画書	第4号	1部	
	3 収支予算書	第5号	1部	
	4 その他町長が必要と認める書類		1部	
規則第7条	1 大槌町生ごみ処理容器等購入設置補助金交付決定通知書	第2号		
	2 大槌町生ごみ処理容器等購入設置補助金不交付決定通知書	第6号		
規則第9条	1 大槌町生ごみ処理容器等購入設置補助金変更承認申請書	第7号	1部	別に指示する 月日
	2 生ごみ処理容器等変更計画書	第4号	1部	
	3 その他町長が必要と認める書類			
規則第12条	1 大槌町生ごみ処理容器等購入設置補助金変更(中止)通知書	第8号		
規則第13条	1 大槌町生ごみ処理容器等購入設置補助金請求書	第3号	1部	別に指示する 月日
	2 生ごみ処理容器等購入実績書	第4号	1部	
	3 収支決算書	第5号	1部	
	4 その他町長が必要と認める書類			